



秋田県公報

目 次

告示	ページ
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(一〇四四・長寿社会課)	1
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定(一〇四五・長寿社会課)	5
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(一〇四六・長寿社会課)	6
介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出(一〇四七・長寿社会課)	6
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出(一〇四八・長寿社会課)	9
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(一〇四九・長寿社会課)	10
結核予防法による医療機関の指定(一〇五〇・大館保健所)	12

(訪問介護)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七二七二二八六七	増田町社会福祉協議会訪問介護事業所	平鹿郡増田町増田字土肥館百七十三番地	社会福祉法人増田町社会福祉協議会	平成十七年九月一日
〇五七〇二二二八四七	有限会社ニューサポート秋田	秋田市牛島東六丁目十八番六号	有限会社ニューサポート秋田	平成十七年九月一日
〇五七〇二二二八三九	ツクイ川尻	秋田市川尻御休町五番十二号	株式会社ツクイ	平成十七年九月一日

告 示

建設業者に対する営業の停止命令(一〇五一・建設管理課)……………12

道路区域の変更及び供用開始(一〇五二・道路課)……………12

道路の供用開始(一〇五三・一〇五六・道路課)……………13

平成十七年二級建築士試験の合格者(一〇五七・建築住宅課)……………14

開発行為に関する工事の完了(一〇五八・平鹿地域振興局建設部)……………14

証紙売りさばき人の指定(一〇五九・会計課)……………14

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………15

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室)……………15

市町村営土地改良事業の施行の同意(仙北地域振興局農林部)……………15

物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)……………15

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の三分の一の数(二〇一)……………16

秋田県告示第千四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

		(訪問看護)									
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二	〇五七〇二二二二二
〇五六〇一九〇二八二	千寿苑訪問看護ステーション	秋田市外旭川字大谷地百六十三番地二十七	有限会社千寿苑	平成十七年十月一日	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二	〇五七〇三二二二二
					有限会社はな	有限会社はな	有限会社はな	有限会社はな	有限会社はな	有限会社はな	有限会社はな
					有限会社おーがすと	有限会社おーがすと	有限会社おーがすと	有限会社おーがすと	有限会社おーがすと	有限会社おーがすと	有限会社おーがすと
					グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち	グループホームさんぼみち
					株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン	株式会社コムスン
					株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会	株式会社サイトー商会
					株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア	株式会社バイタルケア
					株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館	株式会社ニチイ学館
					有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション	有限会社エルアイズコーポレーション

(通所介護)											
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日							
〇五七二五二二八八七	デイサービス倅	由利郡象潟町武道島十番地七	株式会社和心	平成十七年九月一日							
〇五七〇二二二八二二	スマイル輝	秋田市将軍野東一丁目四番三十八号	有限会社スマイル薬局	平成十七年九月一日							
〇五七〇一〇四八〇二	アイリスケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目三番三号	株式会社ニチイ学館	平成十七年九月十五日							
〇五七〇一三三五五五	ツクイ土崎	秋田市土崎港相染町字中谷地百八十二番地一	株式会社ツクイ	平成十七年十月一日							
〇五七〇六一三五四七	かいせい通所介護サービスセンタ	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	社会福祉法人男鹿偕生会	平成十七年十月一日							
〇五七〇一三三四九八	デイサービスセンターあいらんど	秋田市飯島新町一丁目百六十四番	社会福祉法人愛染会	平成十七年十月一日							
〇五七〇七二三六八五	デイサービスセンターいさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	湯沢市	平成十七年十一月一日							
〇五七〇六一三六五三	デイハウスさといしゃ	男鹿市払戸字中樋百四十六番地一	医療法人佐藤医院	平成十七年十一月一日							
〇五七〇一三三六六二	御野場病院デイサービスセンター	秋田市御野場四丁目三番四号	医療法人正観会	平成十七年十一月一日							
〇五七〇一三三六三九	みらいデイサービスセンター	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よる津や	平成十七年十一月一日							
〇五七一一三三六九一	デイサービスセンター合歓	にかほ市象潟町字家の後三十六番地一	社会福祉法人象潟健成会	平成十七年十一月十五日							

〇五七〇八一三五一九	グループホーム杉矢崎	大仙市大曲西根字杉矢崎十二番地六	株式会社えがお	平成十七年十月一日
〇五七二七二三一一一	グループホーム菜康苑	平鹿郡平鹿町醍醐字道中五十七番地十	有限会社てんぞ	平成十七年九月二十二日
〇五七二六二二八七七	グループホーム桐花荘	仙北郡田沢湖町小松字荒床三十三番地一	株式会社大曲仙北介護支援事業所	平成十七年九月一日
(認知症対応型共同生活介護)				
〇五七〇七二二二九〇四	ショートステイ陽福苑	秋田市下北手松崎字上崎四十七番地一号	有限会社有明商店	平成十七年九月七日
〇五七〇六一三三三三九	かいせいショートステイ	男鹿市脇本脇本字大石館九十番地の一	社会福祉法人男鹿偕生会	平成十七年十月一日
〇五七〇七二二二九〇四	短期入所生活介護事業所いさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	湯沢市	平成十七年十一月一日
〇五七〇七二二二九〇四	社会福祉法人いなかわ福祉会ケアセンターいなかわ指定短期入所生活介護事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	社会福祉法人いなかわ福祉会	平成十七年十二月一日
(短期入所生活介護)				
〇五七〇七二二二九〇四	社会福祉法人いなかわ福祉会ケアセンターいなかわ指定短期入所生活介護事業所	湯沢市駒形町字八面狐塚五十八番地	社会福祉法人いなかわ福祉会	平成十七年十二月一日
〇五七二六二二八八九三	ショートステイ若杉	仙北郡角館町岩瀬字上菅沢二番地十八	有限会社県南看護婦家政婦紹介所	平成十七年九月五日
〇五七二六二二八八九三	ショートステイ陽福苑	秋田市下北手松崎字上崎四十七番地一号	有限会社有明商店	平成十七年九月七日

〇五七〇三二二六二七	グループホームきらら浅舞	横手市平鹿町浅舞字道川南七十七番地七	有限会社わかば会	平成十七年十一月一日
〇五七二二二三七五九	グループホーム花梨	山本郡峰浜村田中字上台七十二番地一	有限会社ライフ・ワーク	平成十七年十二月一日
〇五七二二二二七三四	グループホームのぞみ	山本郡琴丘町鹿渡字東二本柳四十八番地九	有限会社シャトル	平成十七年十二月一日
(福祉用具貸与)				
〇五七〇六二二八二二	男鹿福祉サービズすずき	男鹿市船越字船越四百一番地三	エスケーガステム株式会社	平成十七年八月十五日
〇五七〇二二二八五四	株式会社アミック福祉事業部	秋田市中通六丁目一番五十五号	株式会社アミック	平成十七年九月一日
〇五七〇五二三五三三	ヘルスレント本荘ステーション	由利本荘市川口字飛鳥下十番地の十九	株式会社大進	平成十七年十月一日
〇五七〇二二二六〇三	有限会社ぼらりすレンタル事業部	能代市河戸川字南後田六十番地二	有限会社ぼらりす	平成十七年十月十五日
〇五七〇二二二六四七	みらい工房秋田	秋田市川尻上野町一番十九号	有限会社よる津や	平成十七年十一月一日
〇五七〇二二二七四六	有限会社サンショウ仁井田店	秋田市仁井田二ツ屋一丁目十一番四十六号	有限会社サンショウ	平成十七年十二月一日

秋田県告示第千四十五号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のと

おり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇二〇四八〇二	アイリスケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目三番三号	株式会社ニチイ学館	平成十七年九月十五日
〇五七一一三三五七六	居宅介護支援事業所こすもす	にかほ市平沢字塚田二十六番地一	有限会社アタカンテ	平成十七年十月一日
〇五七〇三一一三五〇二	ケアプランセンター神の郷	横手市大森町袴形字西神成七番地二	医療法人義業会	平成十七年十月一日
〇五七〇二二三五九五	ぼらりすケアプランセンター	能代市河戸川字南後田六十番地二	有限会社ぼらりす	平成十七年十月十五日

秋田県告示第千四十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、

公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	指 定 年 月 日
〇五七〇七五一一五六	特別養護老人ホームいさみが岡	湯沢市山田字勇ヶ岡五十番地	湯沢市	平成十七年十一月一日

秋田県告示第千四十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

〇五六〇七九〇〇一六	秋田県厚生連雄勝訪問看護ステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日
〇五六〇四九〇〇六二	ウイル訪問看護ステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日
〇五六〇六九〇〇一八	かいせい訪問看護ステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日

(所在地を変更した指定訪問看護事業者)

〇五七〇六〇五三〇三	かいせい訪問入浴介護サービスステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日
------------	----------------------	---	---	-----	-----	-----	-------

(所在地を変更した指定訪問入浴介護事業者)

〇五七〇一〇二九六二	御野場ホームヘルパーステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日
〇五七〇六〇五二九五	かいせいホームヘルパーステーション	名	称	所在地	変更後	変更前	変更年月日

(所在地を変更した指定訪問介護事業者)

〇五五二四八〇〇一四	介護保険事業者番号		所在地	変更年月日
	変更後	名		
介護老人保健施設シルバークアセン ター清遊園	変更前	称	秋田市河辺戸島字上野四番地三	平成十七年十月一日
老人保健施設シルバークアセン ター清遊園				

(名称を変更した指定短期入所療養介護事業者)

〇五五二四八〇〇一四	介護保険事業者番号		所在地	変更年月日
	変更後	名		
介護老人保健施設シルバークアセン ター清遊園	変更前	称	秋田市河辺戸島字上野四番地三	平成十七年十月一日
老人保健施設シルバークアセン ター清遊園				

(名称を変更した指定通所リハビリテーション事業者)

〇五七〇二〇八二六四	介護保険事業者番号		所在地	変更年月日
	変更後	名		
デイサービスわらべうた	変更前	称	能代市浅内字横道五番地一	平成十七年十月一日
横手市社会福祉協議会康寿館指定通 所介護事業所				
〇五七〇三二二一七	介護保険事業者番号		所在地	変更年月日
	変更後	名		
横手市社会福祉協議会横手福祉セン ター指定通所介護事業所	変更前	称	横手市横手町字一ノ口百二番地	平成十七年十月三日
横手市社会福祉協議会横手福祉セン ター指定通所介護事業所				

(名称を変更した指定通所介護事業者)

〇五六〇一九〇二三五	介護保険事業者番号		所在地	変更年月日
	変更後	名		
御野場訪問看護ステーション	変更前	称	秋田市御野場四丁目三番四号	平成十七年十一月一日
			秋田市御野場二丁目十四番一号	

(名称を変更した指定福祉用具貸与事業者)

介護保険事業者番号	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	変 更 後	変 更 前		
〇五七〇一〇九九五九	ヘルスレント秋田ステーション	ダスキレントオール秋田ステーション	秋田市山王二丁目七番五号	平成十七年七月一日
〇五七〇一〇四八〇二	アイリスケアセンター御所野	アイリスケアセンター秋田	秋田市御所野元町三丁目三番三号	平成十七年九月十五日
〇五七二五〇六八三〇	有限会社ホーム電気ホームケア事業部	有限会社ホーム電気	にかほ市金浦字十二林八十三番地の五	平成十七年十月五日

(所在地を変更した指定福祉用具貸与事業者)

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	
〇五七〇三〇七七九三	横手福祉レンタルサービス	平鹿郡平鹿町中吉田字竹原百番地一	横手市前郷字上在家六十七番一号	平成十七年八月十二日
〇五七〇一〇四八〇二	アイリスケアセンター御所野	秋田市御所野元町三丁目三番三号	秋田市卸町五丁目一番三十三号	平成十七年九月十五日

秋田県告示第千四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、

公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

(名称を変更した指定居宅介護支援事業者)

名 称

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃止年月日
-----------	-----	-------	-------	-------

(訪問介護)

秋田県告示第千四十九号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり指定
 定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、

公示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

○五七〇一〇一五一九	御野場病院介護支援センター	秋田市御野場四丁目三番四号	秋田市御野場二丁目十四番一号	平成十七年十一月一日
○五七〇一〇八〇九二	みらい介護支援センター	秋田市川尻上野町一番十九号	秋田市山王六丁目十四番二十一号	平成十七年十一月一日
○五七二四〇九六四七	花の家居宅介護支援事業所	秋田市雄和石田字苗代沢十八番地	秋田市雄和妙法字上大部七十七番一 号	平成十七年十月一日
○五七〇四一〇一八三	ウイル・ケアサポートステーション	大館市字裏町一番地内	大館市清水一丁目一番六十号	平成十七年九月一日
○五七〇七〇三三七三	秋田県厚生連雄勝指定居宅介護支援事業所	湯沢市山田字勇ヶ岡二十五	湯沢市表町三丁目三番十五号	平成十七年八月一日
介護保険事業者番号	名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
		変 更 後	変 更 前	

(所在地を変更した指定居宅介護支援事業者)

○五七二四〇九六四七	花の家居宅介護支援事業所	雄和居宅介護支援事業所	秋田市雄和石田字苗代沢十八番地	平成十七年十月一日
介護保険事業者番号	変 更 後	変 更 前	所 在 地	変 更 年 月 日

介護保険事業者番号	名 称	所 在 地	事 業 者	廃 止 年 月 日
(福祉用具貸与)				
〇五七〇八〇六三三二	痴呆性老人グループホームなごみのお家二号館	大仙市大川西根字杉矢崎十二番地六	医療法人あけぼの会	平成十七年九月三十日
〇五二〇二二二四七	御野場病院	秋田市御野場二丁目十四番一号	医療法人正観会	平成十七年十月三十一日
(通所リハビリテーション)				
〇五七二二二二五六	デイサービス愛寿苑指定通所介護事業所	山本郡八竜町鵜川字無頭五十七番地一	有限会社ワイケイ企画	平成十七年十月三十一日
(通所介護)				
〇五七二七〇三〇六四	増田町訪問介護事業所	平鹿郡増田町増田字七日町百七十七	増田町	平成十七年八月三十一日
〇五七〇一〇四七四五	サンエスホームヘルプサービス秋田	秋田市泉字登木二百二十一番地一	株式会社バイタルネット	平成十七年九月三十日

〇五四〇一四二三三〇	中通六丁目薬局	秋田市中通六丁目一番五十五号	株式会社アミック	平成十七年八月三十一日
〇五七〇一〇八三三四	株式会社サンクス秋田営業所	秋田市八橋大沼町三番三号	株式会社サンクス	平成十七年八月三十一日
〇五七〇一〇六九七一	松下L E C秋田	秋田市御野場湯本二丁目一番二号	松下ライフエレクトロニクス株式会社	平成十七年十月三十一日

秋田県告示第五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
クリス調剤薬局	秋田県鹿角市花輪字八正寺九番十二号	平成十七年十二月五日

秋田県告示第五十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 処分をした年月日

平成十七年十二月九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社坂工業

能代市荷八田字合の野二番地

代表取締役 大高 栄

秋田県知事許可（般 一七）三〇〇九二

三 処分の内容

平成十七年十二月十七日から同月二十六日までの間、建設業のすべての営業の停止

四 処分の原因となつた事実

株式会社坂工業は、建設工事の施工に当たり建設業法第二十六条第一項に規定する主任技術者を置かなかつた。

このことが、同法第二十八条第一項に該当する。

また、同社は、完成工事について、虚偽の内訳明細書を提出し、及び虚偽の注文書を提示することにより得た平成十六年三月三十一日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもって公共工事の発注者に対し入札参加資格審査の申請を行い、不正に入札参加資格を得ていた。

このことが、同項第二号に該当する。

秋田県告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 の 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 区	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
熊 堂 六 郷 線			熊 堂 六 郷 線	仙 北 郡 美 郷 町 金 沢 西 根 字 下 林 沢 二 六 一 番 三 地 先 から 上 深 井 字 耳 取 一 六 二 番 二 地 先 まで	七・〇〇〇～一〇・四〇〇	〇・二四〇
熊 堂 六 郷 線			熊 堂 六 郷 線	仙 北 郡 美 郷 町 金 沢 西 根 字 下 林 沢 二 六 一 番 三 地 先 上 深 井 字 耳 取 一 六 二 番 二 地 先 まで	一三・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・二四〇

二 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日

三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十二月十六日から同月二十八日まで

秋田県告示第五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十二月十六日

一 供用開始の区間

道 路 の 種 類	路 線 名	区 区	間 間
一 般 国 道	百 五 号	仙 北 市 西 木 町 西 明 寺 字 塞 ノ 神 三 四 番 一 地 先 从 ち 字 梨 子 木 台 五 二 六 番 二 地 先 まで	

秋田県知事 寺 田 典 城

二 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十二月十六日から同月二十八日まで

秋田県告示第五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

間

平成十七年十二月十六日

一 供用開始の区間

道 路 の 種 類	路 線 名	区 区	間 間
横 手 大 森 大 内 線	横 手 大 森 大 内 線	横 手 市 大 森 町 八 沢 木 字 山 ノ 根 二 七 番 地 先 从 ち 横 手 市 大 森 町 八 沢 木 字 兀 ノ 下 二 八 番 二 地 先 まで	

秋田県知事 寺 田 典 城

二 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十七年十二月十六日から同月二十八日まで

秋田県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十七年十二月十六日

一 供用開始の区間

道 路 の 種 類	路 線 名	区 区	間 間
川 西 六 郷 線	川 西 六 郷 線	大 仙 市 藤 木 字 一 本 柳 谷 地 一 三 〇 番 二 从 ち 仙 北 郡 美 郷 町 上 深 井 字 矢 矧 殿 一 三 八 番 一 地 先 まで	

秋田県知事 寺 田 典 城

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - 期間 平成十七年十二月十六日から同月二十八日まで

秋田県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	上郷仁賀保線	にかほ市象潟町長岡字前田一七七番一地从 から大飯郷字中大飯郷一四番地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十七年十二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - 期間 平成十七年十二月十六日から同月二十八日まで

秋田県告示第五十七号

平成十七年二級建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則（昭和二十五年秋田県規則第二十九号）第十六条第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

二級建築士試験の合格者

受験番号	受験番号	受験番号
E 一〇一四八M	E 一〇三二一K	E 一〇三四八Y
E 一〇四七八N	E 一〇五七七P	E 一〇六六三Y
E 一〇六八九P	E 一〇七〇四R	E 一〇七三三Y
E 一〇七七六K	E 一〇八六三N	E 一〇九六一N
E 一一二〇〇P	E 一二二五九K	E 一二三二九K
E 一一四二九M	E 一一四八三K	E 一一四八四L

E 一一五四二N	E 一一五五七P	E 一一五八二L
E 一一六五六R	E 一一七五四R	E 一一八一Y
E 一一九一〇K	E 一一九一一L	E 一二〇〇八K
E 一二一七七L	E 一二二〇八P	E 一二二六四P
E 一二二七六M	E 一二五〇五K	E 二〇〇五二L
E 二〇〇九四L	E 二〇一一〇Y	E 二〇一四九K
E 二〇一五一M	E 二〇一五八M	E 二〇三三五M
E 二〇二四五R	E 二〇二四八L	E 二〇二七四Y
E 二〇三〇一R	E 二〇三〇三K	E 二〇三一二M
E 二〇三一七K	E 二〇四三三P	E 二〇四五五R
E 二〇四七三M	E 二〇五四七Y	E 二〇六一五P
E 二〇六四三P	E 二〇七四四K	

秋田県告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十九条第一項の規定により平成十七年六月三十日付け指令平建 五百三十六 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大仙市四ツ屋字上古道七十九番地
有限会社 伊藤住宅 取締役 伊藤 照男
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
横手市八幡字上長田七十番二十一、百十三番一、百十三番二、百十四番一、百二十六番、百二十七番、百二十八番、百二十九番、百三十番、百三十一番、百三十二番一、百三十三番三、百三十四番四及び字八幡一番三

秋田県告示第五十九号

秋田県証紙条例（昭和三十九年秋田県条例第三十五号）第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺田典城

売りさばき人の事務所の所在地及び名称	売りさばき場所	指定年月日

公 告

大仙市下鷹野字羽場八十
七番地
秋田開発株式会社

大仙市下鷹野字羽場八十
七番地

平成十七年十二月七日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきた福祉医療ネット

三 代表者の氏名

藤原 篤

四 主たる事務所の所在地

秋田市旭北錦町三番五十号

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内に居住する県民に対して、福祉の身近な情報を地域住民がより幅広く活用できるように「生活者の視点に立って」提供するものである。また、社会福祉の調査・研究による教育の啓発、社会福祉施設に対するボランティア活動の促進などを通して、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十七年十一月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきたITこまちネットワーク

三 代表者の氏名

菅原 香織

四 主たる事務所の所在地

秋田市

五 定款に記載された目的

この法人は、出産・育児・介護などにより社会参画や就労を断念せざるをえない秋田県内の女性に対して、情報通信技術の活用を啓発して社会参画の支援をすると共に、女性の新しいワークスタイルの創出を試み、人材育成及び雇用機会の拡充を支援する事業を行い、情報化社会の発展と暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

六 定款の変更内容

理事の職名の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、美郷町から協議があった土地改良事業（四ツ屋地区単小規模土地改良事業）の施行について、平成十七年十二月七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年十二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

小型四輪貨物自動車 二台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十八年二月二十八日（火）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- (一) 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年十二月十六日(金)から同月二十六日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所
平成十八年一月十三日(金)午前十時
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二百一号
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九條第二項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。
平成十七年十二月十六日
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一
三分の一の数 七七八

発行者 秋 田 県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県印刷所
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

